

P T A 部会に係る第 2 回打合せ会の概要

1. P T A 組織について

(1) 各中学校の検討項目

- ①繰越金の扱い（R 8 末でどうするのか）
- ②特別会計の扱い（R 8 末でどうするのか）

（案：一般会計と特別会計）

- ①新中学校へ統合される R 9 年度の新 2、3 年生の生徒数分だけ各中学校から繰り越す。

- ・ R 8 年度の PTA 総会を 2 月ごろに実施し、繰越金を全生徒数で割って R 8 年度の 1、2 年生分を R 9 年度へ繰り越す。
- ・ 一人分は 3 中学校の一番低い額の学校に統一する。残りは閉校式関係やイベントなどその年度で使い切る。
- ・ それでも端数が出た場合は新中学校に繰越金と同じく寄付する。
- ・ 各学校によって残金に差がある。残金の多い学校は R 7 年度、R 8 年度で計画的に減らしていく。特に特別会計は場合によっては R 7 年度、R 8 年度徴収しないことも考える。

③ R 7、R 8 の役員の決め方

（案）

- ①新中学校の委員数を今年度中に決められれば、R 7 年度入学式時に 3 年間分の委員が決められる。（今年度中の決定が無理な場合は、R 7 年度入学式時には 2 年間分の委員を決める）
- ②会長・副会長だけは R 8 年度の副会長から各中学校 1 名ずつ選出してその中で R 9 年度の会長と副会長を決める。（ただし会長になる校区は女性の副会長も選出する）
- ・今年度 9 年度の委員会数や委員数などを決められないか。
- （規約を決めなくてはいいけないが、3 中の共通事項として最低限の内容のみ決めるとどうか）
- ・ R 9 年度総会は役員の承認や PTA 規約の承認から始まり委員の承認や選定とかなり時間がかかる。

④その他

* PTA は任意団体なので、入らないという保護者がいたらどうするか。

- ・ 今後はそういう保護者も出る可能性はある。PTA 行事や補助・支援の面で不都合が起きるかもしれない。しかし最終的に入らない人がいても仕方がない。
- ・ 例えば卒業記念品など PTA からとなってもわたさないわけにはいかない。
- ・ 県 PTA からの退会までは考えられない。
- ・ 市 PTA 連合会にも現在の話し合っている進捗状況を知らせるとよい。

2. 同窓会組織について

- ・ 特に話し合わず、各中学校の同窓会の話し合いを待つ。

（他地区の状況）

【大野市】

（P T A）繰越なし、統合先の中学校の規約を中心（現在に相応しいもの）、特別会計 0 円

（同窓会）旧上庄中にだけあったが統合を機に解散し、財産は統合記念事業に使用し、残金は 0 円

【南越前町】

（P T A）繰越金は同窓会へ、旧南条中の規約に沿ったもの、3 中の会費を平均して 600 円でスタート、3 中から代表 1 名を出し会長、副会長 2 名、会員数 180 名、委員約 50 名

（同窓会）残金は合わせて閉校記念碑等に使った、同窓会は解散

3. 今後の方向

- ・ 本日の内容を各中学校の役員会等で知らせる。
- ・ 市 PTA 連合会にも情報提供をする。
- ・ 同窓会の動きも見ながら、PTA 部会に報告する。
- ・ 新中学校の規約（案）（共通事項で最低限のもの）を作成し 1 月ごろに第 3 回目を開く。